**「特例市並みの権限移譲」の定着・充実について**

考え方

「特例市並みの権限移譲」は特例市権限にかかる事務や国の勧告で示された事務が中心であり、**基礎自治体が担うべき事務という位置づけにより積極的に推進。**

**「市町村優先の原則」に基づき、移譲事務の地域間格差の解消を図るなど、引き続き積極的な権限移譲を推進**

進め方

・移譲率の高い事務・移譲効果の高い事務を**「重点取組事務」**とする。

（対象事務42）

・市町村ごと、事務ごとに**未移譲要因を分析し、ヒアリング・協議**を実施

→個別に対応・働きかけ

**「移譲済の事務」は、「地域ブロック会議」**で情報共有等により、円滑な事務処理ができるよう、きめ細やかなサポートを実施。

ヒアリング・協議のスケジュール

・平成26年6月中　　　ヒアリング・協議訪問日程の調整

※政令市は別途対応協議。　※第1フェーズの移譲率が100％の団体も訪問。

・平成26年7月　　 　　団体ごとに個別ヒアリング・協議を実施

※個別ヒアリングの際に「地域ブロック会議」に対する意見も伺う。

・平成26年8月29日　平成27年度向け移譲申出締切